

1・2 拡充トン数税制の円滑な実施

平成 25 年度税制改正大綱を踏まえ、拡充トン数税制の税法改正案が平成 25(2013)年 3 月 29 日の参議院本会議で可決・成立し、同年 4 月 1 日に施行された。これにより、従来の日本船舶に加え、一定条件を満たした外国船舶(準日本船舶)にもトン数税制が適用されることとなった。【年報 2012 1-1 参照】。

当協会は、拡充トン数税制に関する法令集を新たに作成するなど周知に努めるとともに、拡充に伴う準日本船舶の課税所得の計算のための区分計算方法について、海事局および国税庁と調整を行うなど、同税制が円滑に実施されるよう対応した。